

申請日 令和 年 月 日

高槻市立総合スポーツセンター指定管理者 様

高槻市スポーツ振興用用品貸出申請書

下記のとおり、スポーツ振興用用品の貸出を申請します。

申請者	ふりがな				年齢		歳
	氏名						
	住所	高槻市			電話番号		
	(団体名)						
使用目的							
使用場所	高槻市		施設概要			屋内・屋外	
貸出日時	令和 年 月 日 () AM・PM						
使用日	令和 年 月 日 ()			令和 年 月 日 ()			
返却日時	令和 年 月 日 () AM・PM						
貸出品名※用品名は裏面の「スポーツ振興用用品一覧表」を参照							
☒	用品番号	用品名	貸出数	使用場所 屋内 屋外		備考	☒
【問い合わせ】総合スポーツセンター TEL：072-677-8200 9:00～21:00 休館：毎月第2火曜日、年末年始							

※以下は記入しないでください

承認番号		高槻市スポーツ振興用用品貸出承認書
------	--	-------------------

承認日 令和 年 月 日

申請者 様

高槻市立総合スポーツセンター指定管理者

上記申請について以下の条件で承認します。

<貸出条件>

- 貸出用品返却時に、必ず実施報告書を提出すること。
- 貸出用品を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 用品の貸出期間は、貸出日から起算して10日以内とする。
- 用品の貸出を受けることができる活動は、市内で行うスポーツ又はレクリエーションであって、営利を目的とした活動、宗教活動、政治活動に使用しないこと。
- 貸出用品は、他の者に転貸し、又は目的以外の用途に使用しないこと。
- 貸出用品は、管理者の注意をもって適正に使用し、必ず返却日時に総合スポーツセンターに返却すること。
- 貸出用品は、その用品の使用が認められた場所で行うこと。禁止場所及び道路で使用しないこと。
- 貸出用品の返却時には、汚れを落とすなど、きれいな状態で返却すること。
- 用品の故障・破損その他の原因により貸出ができなくなった場合でも、それによる損害の責めは一切負わない。

貸出確認	年 月 日 ()	:	【担当:	】
返却確認	年 月 日 ()	:	【担当:	】

記載例

申請日 令和 7 年 3 月 25 日

高槻市立総合スポーツセンター指定管理者 様

高槻市スポーツ振興用用品貸出申請書

下記のとおり、スポーツ振興用用品の貸出を申請します。

申請者	ふりがな	たかつき たろう		年齢	24	歳
	氏名	高槻 太郎				
	住所	高槻市	芝生町4-1-1	電話番号	072-677-8200	
	(団体名)	高槻〇〇クラブ 団体名があれば記入してください				
使用目的		地域のスポーツ交流会				
使用場所		高槻市	〇〇町〇丁目	施設概要	〇〇小学校体育館・グラウンド	屋内 屋外
貸出日時		令和 7 年 4 月 25 日 (金)	AM・PM 5:00		貸出・返却日時は調整をお願いすることがあります	
使用日		令和 7 年 5 月 3 日 (土)	令和 7 年 5 月 4 日 (日)			
返却日時		令和 7 年 5 月 4 日 (日)	AM・PM 4:00		複数日使用する場合は、記入してください	
貸出用品名※用品名は裏面の「スポーツ振興用用品一覧表」を参照						
☒	用品番号	用品名		貸出数	使用場所 屋内 屋外	備考
	1	簡易ストラックアウト		1		○
	2	小型スピーカー・マイク		1	○	○
	3	ディスコン		1	○	
	4	ピククルボール		2	○	

【問い合わせ】総合スポーツセンター TEL：072-677-8200 9:00～21:00 休館：毎月第2火曜日、年末年始

※以下は記入しないでください

承認番号

高槻市スポーツ振興用用品貸出承認書

承認日 令和 年 月 日

申請者 様

高槻市立総合スポーツセンター指定管理者

上記申請について以下の条件で承認します。

<貸出条件>

- 貸出用品返却時に、必ず実施報告書を提出すること。
- 貸出用品を破損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。
- 用品の貸出期間は、貸出日から起算して10日以内とする。
- 用品の貸出を受けることができる活動は、市内で行うスポーツ又はレクリエーションであって、営利を目的とした活動、宗教活動、政治活動に使用しないこと。
- 貸出用品は、他の者に転貸し、又は目的以外の用途に使用しないこと。
- 貸出用品は、管理者の注意をもって適正に使用し、必ず返却日時に総合スポーツセンターに返却すること。
- 貸出用品は、その用品の使用が認められた場所で行うこと。禁止場所及び道路で使用しないこと。
- 貸出用品の返却時には、汚れを落とすなど、きれいな状態で返却すること。
- 用品の故障・破損その他の原因により貸出ができなくなった場合でも、それによる損害の責めは一切負わない。

貸出確認	年 月 日 ()	:	【担当:	】
返却確認	年 月 日 ()	:	【担当:	】